

# E i w a N e w s

消費税率の引き上げについて

平成 25 年 10 月  
( No. 099 )

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に引き上げられることが 10 月 1 日に閣議決定されました。そこで今回は、消費税率の引き上げに関する基本的事項を再確認いたします。

## I 消費税率の引き上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上げられます。

平成 27 年 10 月 1 日から予定されている 10%への再引き上げは、経済状況などを総合的に勘案して、改めて判断されることになっています。

適用開始 区分	現行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

## II 主な経過措置

(資産の貸付け、工事の請負等 (本誌 No. 093) 以外の項目)

### 1. 旅客運賃等に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日までに領収した旅客運賃や映画、演劇を催す場所への入場料金等については、平成 26 年 4 月 1 日以後に役務提供が行われた場合であっても 5%の税率が適用されます。

### 2. 電気料金等に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して供給している電気・ガス・水道・電話に係る料金等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に確定したものは 5%の税率が適用されます。

### 3. 特定新聞等に関する経過措置

不特定多数の者に週、月その他の一定期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成 26 年 3 月 31 日以前であるもののうち、その譲渡が平成 26 年 4 月 1 日以後に行われるものは 5%の税率が適用されます。

#### 4. 売上げに係る対価の返還等に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日までにを行った課税資産の譲渡等について、平成 26 年 4 月 1 日以後に売上げに係る対価の返還等をした場合には、その消費税額の計算は 5%の税率により行います。

#### 5. 仕入れに係る対価の返還等に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日までにを行った課税仕入れについて、平成 26 年 4 月 1 日以後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その消費税額の計算は 5%の税率により行います。

#### 6. 貸倒れに関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日までにを行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について、一定の事実が生じたため、平成 26 年 4 月 1 日以後に領収をすることができなくなった場合には、その消費税額の計算は 5%の税率により行います。

### Ⅲ 価格表示に関する特別措置

#### 1. 内容

平成 25 年 10 月 1 日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

#### 2. 表示方法

例① 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において商品等の価格を次のように表示する。

現行の総額表示制度による表示例	10 月 1 日より可能となった表示例
10,500 円	10,000 円 (税抜)
10,500 円 (税込)	10,000 円 (税抜価格)
10,500 円 (税抜 10,000 円)	10,000 円 (本体価格)
10,500 円 (うち 税 500 円)	10,000 円 + 税
10,500 円 (税抜 10,000 円、税 500 円)	

例② 個々の値札等においては「10,000 円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。